

行政手続のデジタル化に向けた 今後の進め方について

平成30年3月30日

電子行政分科会・規制制度
改革ワーキングチーム事務局

①「デジタルガバメント実行計画」の決定（主要施策）

（1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



（2）オンライン化の徹底

- 現状、12%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。

② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す **「業務改革（BPR）」**の推進。

※全体43,333手続のうち5,047手続 ※件数ベースでは7.1%



（3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。

（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。



②各府省に対する「中長期計画」策定の義務付け

- 上記の政策の実効性を高めるため、各府省の取組とスケジュールを明記した、**「中長期計画」の策定を義務付け**。
- 各府省庁は、**本年上半期**までを目途に計画を策定。

行政手続のデジタル化に係る調査の実施状況

① 行政手続等の棚卸に関する調査

- 1次調査：H29年7月～8月
- 2次調査：H29年11月～12月
- 行政手続のデジタル化に係る現状を詳細に把握
 - 現在のオンライン実施状況
 - 添付書類の状況
 - 本人確認手法の状況 等

② デジタルファースト推進のための調査

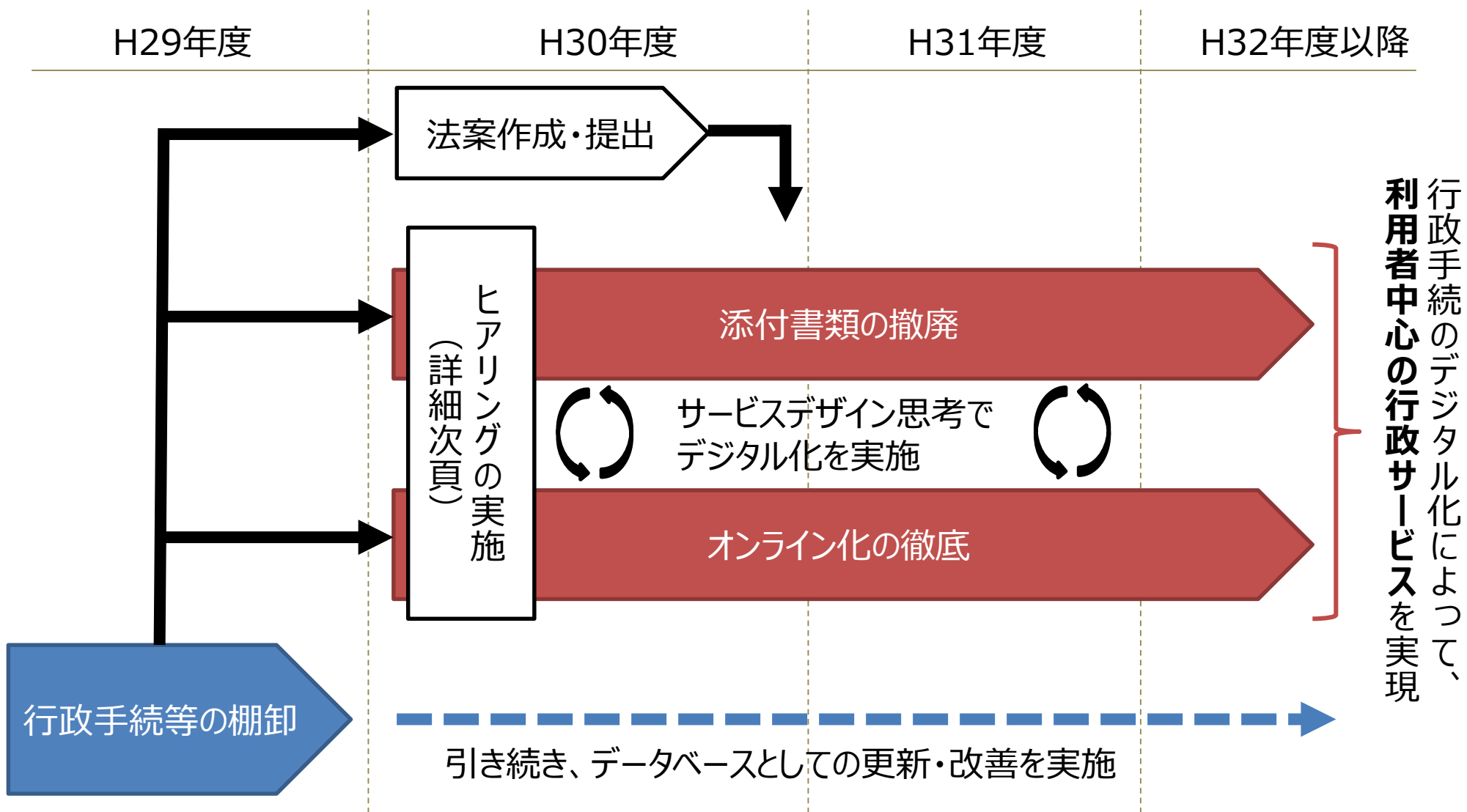
- 現在実施中（3/28（水）~~×~~）
- 「行政手続等の棚卸」の調査結果を深掘り（※）
 - ✓ 「オンライン化未実施」の手続について、制度上、今後もオンライン化の検討が不可能かどうか
 - ✓ 添付書類に係る情報を現物で入手することが必要か（他の電子的な手段で代替できないか）
 - ✓ 今後もオンライン化や添付省略が不可能なものについては、個別に不可能な理由を回答
- 調査結果をデジタルファースト推進のための法案策定作業に反映。また、調査結果は各府省中長期計画の一部として組み込み

※ 添付書類の省略やオンライン化を原則として進めていくことから、本調査では、添付書類の省略やオンライン化が「不可能」な手続は、添付書類の情報を取得するための情報連携の仕組の構築やオンライン化のためのシステム等の条件が整ってもなお不可能な手続に限定している。

※ 加えて、「不可能」と回答する手続については、個別様式に不可能な理由を記入することとしている。

行政手続のデジタル化に向けた 今後の進め方について

行政手続のデジタル化に向けた今後の進め方（概観）



添付書類の撤廃・オンライン化徹底に向けたヒアリングの実施

■ 添付書類の撤廃及びオンライン化を徹底するため、今後各府省に対してヒアリングを実施

【対象】

- ✓ 添付書類の撤廃を推進するため、棚卸調査で把握した手続の種類（住民票、戸籍、登記事項証明書・・・）をベースに、以下のような要素を勘案し、ヒアリング対象となる手続を抽出して精査
 - <要素（案）>
 - ・添付書類の提出が法律で規定されているもの
 - ・手続件数が大きいもの
 - ・情報が入手できたとしても、添付書類の削減が不可能と回答したもの
 - ・情報連携を行わずとも、添付書類の削減が可能と回答したもの
- ✓ オンライン化を徹底するため、「オンライン化不可能」と回答した手続を中心に、真にオンライン化不可能な理由かどうかを精査

【時期】

平成30年4月～5月目途

【実施体制】

内閣官房 I T 室が、行政改革推進事務局の協力（※）を得て、各府省に対するヒアリングを実施
（※）添付書類の必要性の精査・見直し等の観点から協力

■ ヒアリング内容を踏まえ、添付書類撤廃及びオンライン化の具体的な方策をまとめ、制度的措置が必要な事項について、デジタルファーストを推進するための法案への反映を検討。

(参考) 添付書類の撤廃に向けた考え方

■ 同じ添付書類を求めているにもかかわらず、必要としている理由は様々

【例：住民票の写しを求めている場合】

- ・住所を確認したい
- ・申請者が存在していることを確認したい
- ・本人であることを確認したい
- ・世帯情報を確認したい 等々

① 各手続毎に添付書類撤廃に向けた適切な手法を選択するためには、以下のような事項を確認し、**添付書類を必要とする理由をパターン化する必要**

- ✓ 添付書類に記載されている何の情報を確認しているか
- ✓ 何を判断するために情報を確認しているのか
- ✓ 情報が必要なタイミングはいつか（申請時か、事後に必要なが生じた際か）

② パターン化を行った後、**パターンごとに、添付書類撤廃に向けた適切な解を選択**

- ⇒そもそも提出を不要化する
- ⇒事後に必要なに応じて参照する形とする
- ⇒より簡易な手法で代替する（添付書類の提出でなく、身分証の券面提示で可とする等）
- ⇒システムによる情報連携で添付書類に関する情報を取得する
- ⇒書類の省略が不可能な場合も、電子的な手段での提出を認める 等

添付書類の省略を実現するための 情報連携プラットフォームについて

添付省略に向けた情報連携プラットフォームについて

①情報連携プラットフォームの必要性について

- 添付書類の必要性・代替可能性を精査した上で、なお必要となる情報については、**添付書類に関する情報を入力するための情報連携の仕組み（情報連携プラットフォーム）**を構築することが有効
 - ✓ 行政機関が発行する添付書類については、**行政機関間で必要な情報を連携することによって省略可能**（既に住民票や所得証明書で一部実施済み）
 - ✓ 行政機関以外が発行する添付書類についても、例えば企業において使用されている業務システムと申請手続きに係るシステムが連携することにより、**必要な情報を柔軟かつ容易に連携することができる仕組み**を構築すれば、**手続きに係る国民・事業者の負担を大幅に軽減できる可能性**

②情報連携プラットフォームにおけるAPIの活用について

- 上記の情報連携のための仕組みの構築に当たっては、**様々な機関が保有する、様々な種類の情報の連携をリーズナブルに実現**することが必要
 - 既存資産を活かしつつ、行政機関間の情報連携、さらには行政機関・民間の間での情報連携を可能にする、**「API」（※）の積極的な活用を前提とした設計が有効**
- 加えて、API連携に当たっては、各機関がバラバラにAPI公開を行うのではなく、利用者の利便性向上、標準化等の観点から、**一元的に実施することが効率的**（次頁：一元の実施のメリット）

デジタル・ガバメント実行計画（抄）

3)API整備の推進

…あわせて、総務省は、各府省におけるAPIの公開に当たり、利用者の利便性の向上、APIの標準化、情報セキュリティの確保等の観点から、**APIを一元的に公開する基盤の整備**に向けて検討を行い、2018年度早期に成案を得る。

（※）API：Application Programming Interface。アプリケーション同士を接続するインターフェースの仕様。APIを利用することで、外部システムの情報の取得・更新やサービスを利用可能。民間では、APIを使って外部サービスを利用することが広く浸透。

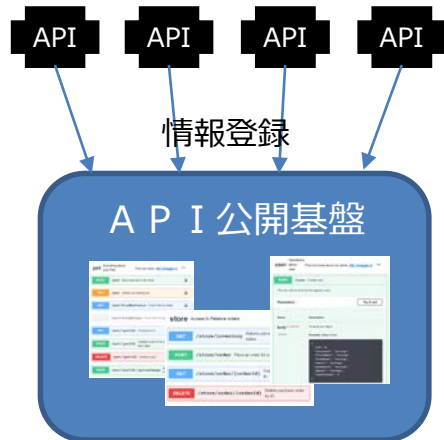
(参考) 情報連携のためのAPI 一元的公開のメリット

- ◆ 一元的に公開することでユーザーのAPI利用をワンストップ化するとともに、ユーザーニーズも把握。これにより、各情報システム・アプリケーションにおける、APIの利活用を促進

➡ APIを中心とした情報連携のエコシステムを構築

一元的な情報提供

必要な情報を標準的な形式でまとめて提供し、APIの利用を容易化

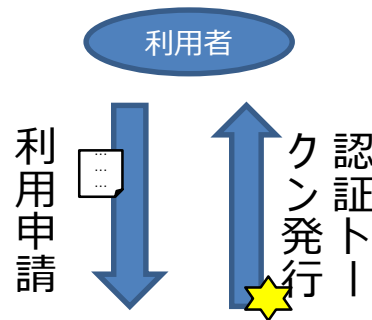


必要なAPI
を容易に見出し利用

利用者

利用窓口のワンストップ化

APIの利用認証をワンストップで行い、利用手続を効率化

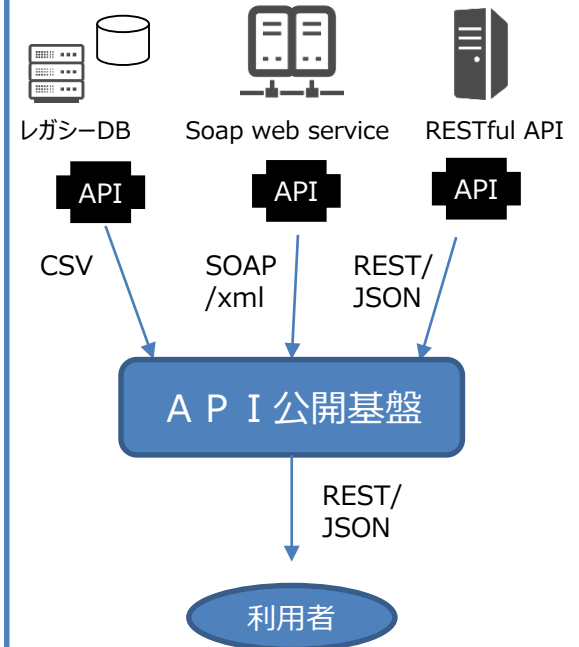


API公開基盤

API API API API

形式の標準化

APIを標準的な形式で提供し、利用者の開発コストを低減



利用者

APIを中心とした情報連携プラットフォームの全体像（イメージ）

- 一元的なAPI連携基盤を整備することで、各府省が個別システムごとにAPI連携を行うことの非効率性を排除。また、対外的な窓口を集約することで、利用者の利便性や統一的なセキュリティを確保。
- デジタル・ガバメント実行計画に基づき、総務省（行政管理局）が中心となってAPI連携の基盤整備を実施。

